

○南アルプス市消防団詰所修繕事業等補助金交付要綱

平成17年7月20日

告示第80号

改正 令和元年7月3日告示第45号

(趣旨)

第1条 この告示は、自治会が所有する消防団活動に係る施設の建設及び修繕並びに用地購入事業に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、南アルプス市補助金等交付規則（平成15年規則第43号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「自治会」とは、南アルプス市消防団の組織等に関する規則（平成15年南アルプス市規則第134号。以下「消防団規則」という。）別表第2担当区域の欄に掲げる区をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる事項とする。

- (1) 火の見櫓建設事業
- (2) 消防団詰所（車庫を含む。）及び火の見櫓修繕事業
- (3) 消防団詰所等を建設するための建設用地購入事業

(補助対象事業者)

第4条 補助金交付の対象となる事業者は、前条に定める事業を行う自治会とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、建設事業若しくは修繕事業における主体工程費（建築主体工程、電気設備工事、衛生設備工事）又は建設用地購入費とし、附帯工事費（駐車場整備、植栽等）、用地の造成整地の経費、内部の備品等の経費、設計料及び事務費その他の経費については含まないものとする。

2 前項の規定に関わらず、国、県又はその他公共団体等から、第3条に規定する事業に係る補助金等の交付を受けている場合は、次条に規定する事業費、工事費又は用地購入代金から各事業に係る当該補助金等の額を控除した残りの額を補助対象経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

補助対象事業	補助金額
--------	------

火の見櫓 建設事業	火の見櫓の建設に係る事業費の2分の1を補助する。ただし、500万円を限度とする。
消防団詰 火の見櫓 修繕事業	消防団詰所（車庫含む。）及び火の見櫓の修繕に係る10万円以上の事業費（増築・耐震工事含む。）を対象とし、当該対象とする事業費の2分の1を補助する。ただし、100万円を限度とする。
消防団詰 所等建設 用地購入 事業	消防団詰所等に係る用地（敷地の拡張含む。）購入代金の2分の1を補助する。ただし、500万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会の長（消防団規則別表第2担当区域の欄に2以上の区が掲げられている場合はその代表者。第9条から第12条において同じ。以下「申請者」という。）は、消防団詰所修繕事業等補助金交付申請書（様式第1号）に規則第3条各号で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 規則第5条第1項に定める通知は、消防団詰所修繕事業等補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助事業の変更届）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、その申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、遅滞なく消防団詰所修繕事業等事業変更・中止申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（補助事業変更後の補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請又は規則第6条第2項による報告があった場合において、その申請若しくは報告が適当であると認めたときは交付決定の内容を変更し、消防団詰所修繕事業等補助金交付変更承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに消防団詰所修繕事業等補助金実績報告書（様式第5号）に規則第7条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告の提出を受けたときは、規則第8条

の規定により審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、消防団詰所修繕事業等補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（その他）

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月3日告示第45号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

消防団詰所修繕事業等補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 南アルプス市長

申請者 住 所  
自治会名  
代表者名 (印)  
(連絡先 )

南アルプス市消防団詰所修繕事業等補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助 年度	年度	補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容			
補助事業経費所要額		円	
補助事業交付申請額		円	
補助事業の着手及び 完了予定年月日		着手	年 月 日
		完了	年 月 日
添付書類 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書又はこれに代わる書類 (3) 実施設計書及び図面(工事の施行) (4) その他の書類			

様式第2号(第8条関係)

消防団詰所修繕事業等補助金交付決定通知書

南アルプス市指令 第 号  
年 月 日

様

南アルプス市長 

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、南アルプス市消防団詰所修繕事業等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助 年度	年度	補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容			
交 付 決 定 額		円	
交付条件 (1) 補助金交付申請書の内容に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合は、補助事業変更等承認申請書により届出し、承認を受けること。 (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること。 (3) その他の条件			

様式第3号(第9条関係)

消防団詰所修繕事業等補助事業変更・中止承認申請書

年 月 日

(宛先) 南アルプス市長

申請者 住 所  
自治会名  
代表者名 ㊟  
(連絡先 )

南アルプス市消防団詰所修繕事業等補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。


補助金交付決定年月日	年 月 日	補助金交付決定指令番号	南アルプス市指令第 号
補助年度	年度	補助事業の名称	
補助事業の変更等の内容及び理由			
補助事業の変更後の経費所要額	円		
変更後の交付申請額	円		
変更の年月日	年 月 日		
添付書類 (1) 変更事業計画書 (2) 変更収支予算書又はこれに代わる書類 (3) 変更実施設計書及び図書 (4) その他の書類			

様式第4号(第10条関係)

消防団詰所修繕事業等補助事業変更承認決定通知書

南アルプス市指令 第 号  
年 月 日

様

南アルプス市長 

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金については、次のとおり変更したので、南アルプス市消防団詰所修繕事業等補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助 年度	年度	補助事業の名称	
補助事業の変更の内容			
変更後の交付決定額		円	
変更の理由			
交付条件 (1) 消防団詰所修繕事業等補助事業変更・中止承認申請書の内容に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合は、再度消防団詰所修繕事業等補助事業変更・中止承認申請書を提出し、承認を受けること。 (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること。 (3) その他の条件			

様式第5号(第11条関係)

消防団詰所修繕事業等補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 南アルプス市長

申請者 住 所  
自治会名  
代表者名 ㊤  
(連絡先 )

南アルプス市消防団詰所修繕事業等補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助金交付決定年月日	年 月 日	補助金交付決定指令番号	南アルプス市指令第 号
補助年度	年度	補助事業の名称	
補助事業の成果			
補助事業の経費決算額		円	
補助金交付決定額		円	
補助事業の着手及び完了年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
添付書類 (1) 収支決算書又はこれに代わる書類 (2) その他の書類			



様式第6号(第12条関係)

消防団詰所修繕事業等補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

南アルプス市長



年 月 日付けで実績報告書の提出があった補助金については南アルプス市消防団詰所修繕事業等補助金交付要綱第12条の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

1 補助事業の名称

2 補助金交付確定額 金 円

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号 (第12条関係)